

御意見の概要及び御意見に対する事務局回答

別紙

III. 不適正スクラップヤード問題への対応と再生材供給のサプライチェーン強靱化の推進

① 不適正スクラップヤード対策

No.	御意見の概要	御意見に対する事務局回答
1	不法投棄の増加につながらないよう、廃品処分が必要な購入商品にデポジット課税し、廃棄証明で返金する制度（家電リサイクル法の拡張）が必要。 また、処分業者への依頼時に 廃棄マニフェストを義務化し、依頼者に最終処分までの証明が渡る仕組みを求める。	御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
2	ヤードに関する定期的な情報収集、定期的な立入検査、無届ヤードや違反確認時の刑事告訴を前提とした対応を求める。	スクラップヤードに対する立入検査や違反行為に対する罰則等の措置の検討を進めております。
3	金属スクラップは有価でありながら、適正処理しなければ環境に悪影響を与える可能性が高いため、産業廃棄物と特性は変わらない。金属スクラップも産業廃棄物、一般廃棄物とみなし、産業（一般）廃棄物収集運搬業の許可を得た業者が収集運搬、産業（一般）廃棄物処分業の許可を得た業者が処理すべき。	新たに許可制などの事前審査制度を導入し、有価物の金属スクラップ等の保管・処分を業として行う者に対して許可を求めることを検討しております。
4	廃棄物処理及び金属スクラップ取引の現場では環境リスクの背景として、計量・記録、雇用、税務といった基礎的な管理の不備が複合的に存在している。計量・記録の厳格化、有害物質管理の実効性確保、不適正ヤードに関する関係機関の連携強化、由来確認を前提としたトレーサビリティ確保により、適正事業者が不利とならない競争環境を制度として構築することを求める。	環境保全の観点から、不適正なスクラップヤード事業者に対して適切な環境対策を求める制度を構築するとともに、関係省庁・部局とも連携しながら、適正なスクラップヤード事業者や廃棄物処理業者、精錬事業者にとって過度な負担とならないよう、頂いた御意見も踏まえて、検討してまいります。
5	従来の「生活環境保全（騒音、火災、土壌汚染等）」の観点に加え、今後は「地域社会の治安維持」の観点から、盗難品を無造作に受け入れるような悪質業者を排除する規制強化が不可欠である。	今般の審議は、不適正な処理に起因する生活環境保全上の支障の発生防止のため、必要な制度的検討を行ったものです。 なお、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律に規定する特定金属くずの買受けを行う場合は、同法による規制下に置かれるものと認識しております。
6	無許可ヤードに持ち込む者に対する規制を合わせて創設すべき。	御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
7	有害使用済機器だけでなく、個別スクラップ、個別再生資源を扱うものについても、生活環境保全上の観点からの規制を行うべき。	有害使用済機器だけでなく、金属スクラップや雑品スクラップ等の金属やプラスチックが含まれる使用済みの物品を制度の対象とすることを検討しております。
8	不適正スクラップヤード対策における制度の創設に当たっては、「生活環境保全上の配慮がなされていること等」の明確な基準や例示を示すこと。処理方法および保管基準を設定されるにあたっては、処理前スクラップの形状、性状、有害物質の有無等を総合的に勘案し、実態に即した基準を策定していただきたい。また、自治体の実効的に是正を求めることができる具体的な保管・管理基準および担保措置を制度上明確化することを求める。	具体的な処理方法や保管基準については、廃棄物処理基準や有害使用済機器の保管・処分基準を参考としつつ、今後検討してまいります。

9	<p>スクラップヤードにおける保管等の基準には具体的な騒音規制基準値を設定し、近隣民家との距離要件等の立地規制を許可基準に明記すべきである。4頁の25行目「事業者の能力や保管・処分時の設備の構造、処分方法等の基準」の次に「、住宅等周辺への立地制限等の規制」を加えていただきたい。また、各自治体で制定している条例と法との関係を明記すべきである。</p>	<p>頂いた御意見については、許可制などの事前審査制度の導入により対応していくべきものと考えております。また、既に制定されている条例の多くが許可制を導入していることを参考に、「許可制などの事前審査制度の導入が必要」としております。</p>
10	<p>有害使用済機器の保管・処分の基準（処分にあたっての施設の基準含む。）の創設にあたっては、家電リサイクル法や小型家電リサイクル法における再商品化に係る認定と同等の基準を設けていただきたい。</p>	<p>有害使用済機器だけでなく、金属スクラップや雑品スクラップ等の金属やプラスチックが含まれる使用済みの物品を制度の対象とすることを検討しております。具体的な処理方法や保管基準については、廃棄物処理基準や有害使用済機器の保管・処分基準を参考としつつ、今後検討してまいります。</p>
11	<p>現状の要件の運用が実務の実情にそぐわない場合、順法精神のある事業者ほど対応負荷が大きくなり、結果として取引から排除され、規制を十分に理解せず運用する事業者が相対的に優位となるおそれがあるため、生産性と環境保全を調律できる内容とすべき。</p> <p>新たな許可制度や規制の枠組みを創設する場合には、既に廃掃法に関する許可や再生事業者登録を受け、一定の設備・管理体制・適正性を確認されている事業者については、その実績を評価し、制度上の整理や見做し的な取扱いを検討する余地があるのではないか。優良なヤード業者を育成する制度も必要。</p> <p>全ての関係事業者に対して公正かつ実効性のある運用がなされ、適正事業者への過度な規制とならず、対応しない者が結果的に有利になるといった状況が生じないよう、十分な配慮をお願いしたい。</p>	<p>環境保全の観点から、不適正なスクラップヤード事業者に対して適切な環境対策を求める制度を構築するとともに、関係省庁・部局とも連携しながら、適正なスクラップヤード事業者や廃棄物処理業者、精錬事業者にとって過度な負担とならないよう、頂いた御意見も踏まえて、検討してまいります。</p>
12	<p>まずは既存条例や関係法令の厳格な運用と実効的な指導・監視の強化を徹底すべき。法の網を掻い潜る不適正ヤードをどの様に取り締まっていくのか各行政毎に検討が必要。</p> <p>廃棄物に該当しない有害使用済機器は、既に家電リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法で認定、許可された事業者で適正に管理、処理されている。これらの認定、許可を得ずに事業を営んでいる事業者の取締りの徹底、強化をすべき。</p>	<p>環境保全の観点から、不適正なスクラップヤード事業者に対して適切な環境対策を求める制度を構築するとともに、関係省庁・部局とも連携しながら、関係法令においても適切に対応してまいります。</p>
13	<p>有害使用済機器の排出側や回収業者にも規制・罰則が必要ではないか。無許可の不適正ヤード業者への引渡しに対するペナルティも必要である。</p>	<p>御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
14	<p>「全部が金属から成る物品」に関しては、生活環境保全上の支障を生じるおそれがあるものとはならないため、鉄スクラップは対象品目から除外すべき。あまりに急進的な改正を行うと、小規模零細な回収業者が閉業してしまう。規制対象は生活環境に影響のあるものに限定すべき。</p> <p>鉄スクラップを扱う会社と雑品を処理する会社の両方を規制するのではなく、雑品を扱う会社のみを規制すべきである。鉄と単一非鉄のみスクラップ業者は規制せず、雑品を扱う業者に対し新たな基準を設けるべきである。どちらも規制するのであればヤード業者のみを規制するのではなく、鉄も産廃として排出者責任とすべきである。</p>	<p>金属スクラップや雑品スクラップ等の金属やプラスチックが含まれる使用済みの物品を制度の対象とすることを検討しております。具体的な処理方法や保管基準については、廃棄物処理基準や有害使用済機器の保管・処分基準を参考としつつ、今後検討してまいります。</p>

15	一部自治体の条例などにおいては許可要件として、設備や保管場所の規制への適合が重視される傾向にあるが、適正な設備・拠点を保有しても不適正な加工処理や残渣物の不法投棄は実行できる。設備だけを審査して許可を出すような制度設計は問題だと考える。	設備だけではなく、申請者の過去の法令違反の状況や、的確に、かつ継続して事業を行う能力を有するか等についても許可の要件とすることを検討しております。
16	規制導入時は、公平な基準で指導を行っているのか、特に不適正業者にどのような対応をしているのか、行政側の情報公開も必要ではないか。	御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
17	対象物の表現として「有害使用済」とするのは、金属スクラップ等が有害物として認識されるおそれがあるため、有価物である再生資源物の不適正な保管等に対する規制が目的であれば「使用済再生資源物」などの表現が適切。	頂いた御意見も踏まえながら、どのような名称が適当か検討してまいります。
18	適正事業者への考慮として、廃棄物処理業許可制度と二重規制にならないようにする必要がある。また、既に条例により独自の許可制を施行している自治体においては、その許可を取得している業者は新制度の許可申請は不要とすべきで、現行条例との二重三重の規制は回避すべきである。	条例で許可を受けていることを理由に法律上の許可申請を不要とすることは法制度上困難ですが、廃棄物処理業者等既存の法律において適正に事業を営むことができることが担保されている事業者等にとって過度な負担とならないような制度とすることを検討しております。
19	条例で許可制を導入している自治体の多くは、対象物の屋外保管・屋外処理に対しての規制であるが、屋内保管、屋内処理の事業者、工業専用地域内の事業者などへの除外又は緩和措置も必要だと思われる。	御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。なお、屋内で事業を営む場合についても、生活環境保全上の支障が生じている事例が一定数確認されていることから、制度の対象とする予定です。
20	事業者の中には、産業廃棄物処分業許可を有し、廃棄物と有価物である金属スクラップを同じ設備で処理している事業者もいるため、廃棄物の保管基準等を遵守しているのであれば、廃棄物と金属スクラップの混合保管及び混合処理も可能である旨を明確にするべき。	廃棄物処理業者等既存の法律において適正に事業を営むことができることが担保されている事業者等にとって過度な負担とならないような制度とすることを検討しております。
21	許可制の施行にあたっては、準備期間を考慮した十分な猶予期間を設ける必要がある。	準備期間を考慮し、新たな制度の施行まで十分な期間を設けることを検討しております。
22	「使用済鉛蓄電池等」が輸出に当たっての環境大臣の確認を受ける対象物と謳われているが、鉄をはじめとする金属のみスクラップは使用済鉛蓄電池のような有害性の高い物品ではなく本対象品目には含まれないと認識しているが相違ないか。	輸出確認の対象とする物品については、許可制などの事前審査制度の対象となる物品と必ずしも同一ではなく、環境保全の観点から、規制の必要性を踏まえて検討することとしております。
23	全国で統一した制度が創設されたとしても、実際の許可、監視、指導、取締りは各地方自治体が担うことになる。制度創設にあたっては、実務面での対応の差異が生じないよう、国が中心となり、運用指針の詳細化、職員向け研修の実施、監視・指導の標準化、自治体間連携の仕組み構築などを通じて、実効的な支援策を講じるべき。	全国で統一した制度の創設について検討を進めていくとともに、その運用に当たっては各地方公共団体に対してガイドライン等による技術的助言や自治体間の情報共有の促進などを行ってまいります。
24	違法輸出の抑止には、実行行為に至る前段階での摘発が不可欠であり、予備罪や未遂罪の創設も視野に入れた法整備を含め、税関・警察等と連携した水際対策をこれまで以上に強化し、実効性ある防止策を講じていただきたい。	関係省庁とも連携しながら、不適正輸出を実効的に抑止するための制度を検討してまいります。
25	スクラップヤードが主な対象とされ、精錬業者は直接の規制対象外とされているが、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の現行環境関連法令に基づく監視・指導を強化し、精錬業者を含めた一体的な管理体制の強化をお願いしたい。	御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
26	トレーサビリティの仕組みとして帳簿への記載を義務付けるだけではなく、受入先（原料の発生元）の明記、処分先（国内製造業社名）の明記をする仕組みを検討すべき。	帳簿の具体的な記載事項等については今後検討してまいります。

27	金属スクラップ類など、商流の実態把握や適正処理が可能な施設で集約的な処理を進める目的で、輸出に関しては環境大臣による確認を設ける制度導入や国内処理原則ルールを導入を検討すべき。	輸出確認の対象とする物品については、許可制などの事前審査制度の対象となる物品と必ずしも同一ではなく、環境保全の観点から、使用済鉛蓄電池等について、廃棄物処理法上の廃棄物の取扱いに準じて、国内処理原則を適用し、国内での適正な処理を確保するとともに、輸出に当たっては環境大臣の確認を受けなければならないこととすべきとしており、今後具体的な制度を検討してまいります。
28	スクラップヤードを設置する場合、周辺住民への事前説明義務を課すべき。	金属やプラスチックが含まれる使用済みの物品の保管・処分を業として行う場合に許可制などの事前審査制度の導入において、その必要性の有無を検討してまいります。
29	スクラップヤードについて、行政による是正権限の強化（立ち入り検査、勧告、命令（是正・事業停止等）、代執行）が必要。	金属やプラスチックが含まれる使用済みの物品の保管・処分を業として行う場合に許可制などの事前審査制度の導入において、頂いた御意見について廃棄物処理業の許可では行政による立入検査が可能であることも参考に、今後検討してまいります。
30	調整区域等の都市計画上の規制が穏やかな地域に立地する場合の基準の明確化が必要。	御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
31	適正に事業を営んでいることの定期的な確認制度（第三者による確認）が必要。	金属やプラスチックが含まれる使用済みの物品の保管・処分を業として行う場合に許可制などの事前審査制度の導入において、頂いた御意見について廃棄物処理業の許可が更新制であることも参考に、今後検討してまいります。
32	住民から苦情があった場合の対応の明確化（行政への通報窓口の設置）が必要。	御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
33	盗難車等の盗品を扱っているおそれ警察や周辺自治体等との連携体制を構築すべき。	金属やプラスチックが含まれる使用済みの物品を対象とする新たな制度の導入に当たっては、警察や関係都道府県等の必要な連携について検討してまいります。
34	スクラップだけでなく、中古車・中古家電など製品の状態で保管している場合（倉庫・資材置き場等）についても対象とすべき。	現在の有害使用済機器では、本来の用途での使用が終了したものを対象としておりますが、金属やプラスチックが含まれる使用済みの物品を対象とする新たな制度における扱いについては改めて検討してまいります。
35	製造業の排出現場・処理委託先での現場実態を踏まえた制度設計をすべき。 再生材製造の原料となる資源に関して、不適正なスクラップヤードから流出した場合の輸出規制や、国内における処理の義務化についても検討すべき。 海外の資源循環に関する動向等、有償で取引される循環資源を取り巻く環境は大きく変わっていくため、商流の実態把握および制度的検討については、継続的に効果の検証を行い、必要に応じて見直すべき。	金属やプラスチックが含まれる使用済みの物品の保管・処分を業として行う場合に許可制などの事前審査制度の導入について、頂いた御意見を踏まえて検討してまいります。 また、輸出確認の対象とする物品については、許可制などの事前審査制度の対象となる物品と必ずしも同一ではなく、環境保全の観点から、使用済鉛蓄電池等について、廃棄物処理法上の廃棄物の取扱いに準じて、国内処理原則を適用し、国内での適正な処理を確保するとともに、輸出に当たっては環境大臣の確認を受けなければならないこととすべきとしており、今後具体的な制度を検討してまいります。 さらに、制度の導入の一定期間経過後、その効果等の検証を実施してまいります。
36	事業者の新規参入の許可は、規模や企業・個人に関わらず対象とすべき。また、すでに業としているものに対しても、新規参入者と同様の罰則を強化してほしい。	金属やプラスチックが含まれる使用済みの物品の保管・処分を業として行う場合に許可制などの事前審査制度の導入を検討することとしており、御指摘の事業の扱いについては今後適切に検討してまいります。
37	鉄スクラップは製鉄における主要原料として有価取引が成立しており、廃棄物およびその処分委託とは本質的に性質が異なるため、「不適正処理の排除」が今回の制度目的であることを踏まえ、通常の製鉄操業におけるスクラップ利用が「廃棄物処理」と誤認されることのないよう、製鉄業における「業」および、製鉄プロセスで扱う鉄スクラップという「モノ」が、廃掃法の対象外であることを明確に位置付けること。 鉄スクラップが製鉄の主要原料であり、廃棄物とは異なる性質を有することを制度に反映すること。	環境保全の観点から、不適正なスクラップヤード事業者に対して適切な環境対策を求める制度を構築するとともに、関係省庁・部局とも連携しながら、適正なスクラップヤード事業者や廃棄物処理業者、精錬事業者にとって過度な負担とならないよう検討してまいります。

38	適正に運営する事業者に過大なコスト負担や事業継続上の支障が生じないよう、基準設定、手続、移行期間については、合理性、透明性、現実的な順守可能性、を確保し、適正事業者が委縮することのない制度を求める。	環境保全の観点から、不適正なスクラップヤード事業者に対して適切な環境対策を求める制度を構築するとともに、関係省庁・部局とも連携しながら、適正なスクラップヤード事業者や廃棄物処理業者、精錬事業者にとって過度な負担とならないよう検討してまいります。
39	制度の対象範囲、判断基準、運用方法、については、製鉄所の操業維持を前提に影響が生じない仕組みとすることを求める。	環境保全の観点から、不適正なスクラップヤード事業者に対して適切な環境対策を求める制度を構築するとともに、関係省庁・部局とも連携しながら、適正なスクラップヤード事業者や廃棄物処理業者、精錬事業者にとって過度な負担とならないよう検討してまいります。
40	廃棄物と同様なマニフェスト制度や委託基準などにより、排出事業者（売主）から処分業者（再生事業者）に至るまで適正処理の確認ができるようにしていただきたい。	産業廃棄物における排出事業者責任は、有価物に対しては適用されませんが、不適正なスクラップヤード対策において帳簿への記載を義務付けること等によりトレーサビリティの仕組みを構築するなどの措置について検討を進めてまいります。
41	現在のガイドライン（「有害使用済機器の保管等に関するガイドライン」と通知（「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について」（平成24年通知））に矛盾点があるため、法改正を踏まえた最新の通知やガイドライン策定の際には、的確な指導が行えるよう見直していただきたい。	金属やプラスチックが含まれる使用済みの物品を対象とする新たな制度の導入に当たっては、必要に応じて既存の通知やガイドラインの見直しを行ってまいります。
42	廃棄物処理業許可と同様に、有害使用済物品についても、国の政令により許可申請手数料の全国統一基準を示すべきである。	許可制などの事前審査制度を導入した場合の手数料については、既存の廃棄物処理業に係る制度も参考としながら検討してまいります。
43	既存事業場の施設の規制適合状況の確認方法について、政省令やガイドラインにおいて具体的に示していただきたい。また、火災予防対策の実効性を高めるため、消防法の届出の確認や消防機関との連携について、政省令やガイドラインに具体的に記載していただきたい。	具体的な処理方法や保管基準については、廃棄物処理基準や有害使用済機器の保管・処分基準を参考としつつ、今後検討しガイドライン等に反映してまいります。
44	今般の廃掃法改正により「有害使用済機器」に代わり新たに設けられる規制対象物品のうち、パーゼル法の規制対象物に関しては、廃棄物に準じて廃掃法で輸出確認制度の対象とすべきではないか。	環境保全の観点から、使用済鉛蓄電池等について、廃棄物処理法上の廃棄物の取扱いに準じて、輸出に当たっては環境大臣の確認を受けなければならないこととすべきとしており、今後具体的な制度を検討してまいります。
45	広域認定事業者が委託している回収・輸送事業者については、廃棄物処理業の許可を有していない場合であっても、特段の付加的な行政手続きを課されることのないよう、然るべき御配慮をお願いしたい。	金属やプラスチックが含まれる使用済みの物品の保管・処分を業として行う場合に許可制などの事前審査制度の導入を検討することとしており、御指摘の事業者の扱いについては今後適切に検討してまいります。

46	製造工程より排出するスクラップは使用済ではないため見直しの対象外という理解で相違ないか。	現在の有害使用済機器では、本来の用途での使用が終了したものを対象としておりますが、金属やプラスチックが含まれる使用済みの物品を対象とする新たな制度における扱いについては改めて検討してまいります。
47	本来の用途（リユース／リビルト／リファービッシュ）として利活用される場合であれば、使用済物品であっても制度の網から外れる（定義から外れる）という理解で相違ないか。	現在の有害使用済機器では、本来の用途での使用が終了したものが対象であり、修理が予定されているものは制度の対象外としておりますが、金属やプラスチックが含まれる使用済みの物品を対象とする新たな制度における扱いについては改めて検討してまいります。
48	有害使用済物品について、「加工返却」、「委託加工」の形態で取引を受託している事業者も許可制の運用対象に包含すべき。	金属やプラスチックが含まれる使用済みの物品の保管・処分を業として行う場合に許可制などの事前審査制度の導入を検討することとしており、御指摘の事業の扱いについては今後適切に検討してまいります。
49	有害使用済物品を対象に新たなトレーサビリティの仕組みを構築するのではなく、廃棄物処理法にて規定されている制度をそのまま採用すべきではないか。	産業廃棄物における排出事業者責任は、有価物に対しては適用されませんが、不適正なスクラップヤード対策において帳簿への記載を義務付けること等によりトレーサビリティの仕組みを構築するなどの措置について検討を進めてまいります。
50	ヤードで家庭用エアコンを取り扱う場合、フロン漏えい防止の観点をルールに盛り込んでいただきたい。	具体的な処理方法や保管基準については、廃棄物処理基準や有害使用済機器の保管・処分基準を参考としつつ、今後検討してまいります。
51	取引価値を有するプラスチック資源は、破損、浸水などを考慮せずぞんざいに扱われる事は稀であるため、4頁14行目から「プラスチック」という言葉を削除すべき。	プラスチックの保管や処分を行うスクラップヤードにおいて生活環境保全上の支障が生じた事例があることから、金属やプラスチックが含まれる使用済みの物品を制度の対象とすることを検討しております。
52	金属やプラスチックを含む使用済物品を包括で定義するとあるが、その定義は慎重に定める必要がある。	金属スクラップや雑品スクラップ等の金属やプラスチックが含まれる使用済みの物品を制度の対象とすることを検討しており、用語の定義についても適切に検討してまいります。
53	廃棄物処理に関する認可が地方自治体に委ねられている現状を踏まえると、新たな規制についても自治体ごとの判断に委ねられた場合、地域間で認可取得の難易度に差が生じる可能性がある。地域差が生じない、公平かつ統一的な制度設計を求める。	金属スクラップや雑品スクラップ等の金属やプラスチックが含まれる使用済みの物品を制度の対象とすることを検討しており、これらの物品を対象とした適正な処理を確保するための全国で統一的な制度の創設について検討を進めてまいります。
54	複数の資源を一体として回収・処理している業者もあるため、資源の種類ごとに規制の取扱いに差が生じることは、現場における混乱や業務効率の低下を招くおそれがある。資源の種類に依らず一貫性のある制度設計をすべき。	金属スクラップや雑品スクラップ等の金属やプラスチックが含まれる使用済みの物品を制度の対象とすることを検討しております。具体的な処理方法や保管基準については、廃棄物処理基準や有害使用済機器の保管・処分基準を参考としつつ、今後検討してまいります。
55	「使用済物品」「製品」「スクラップ」「銅スクラップ」「合金スクラップ」「雑品スクラップ」など、規制に関わる用語の定義を明確化すべき。	金属スクラップや雑品スクラップ等の金属やプラスチックが含まれる使用済みの物品を制度の対象とすることを検討しており、用語の定義についても適切に検討してまいります。
56	現行制度の定義を見直し、雑品等の環境影響の大きいものは産業廃棄物として扱い、マニフェスト管理を行うべき。	廃棄物の定義を変更するのではなく、これに該当しない、金属スクラップや雑品スクラップ等の金属やプラスチックが含まれる使用済みの物品を対象に、新たな許可制などの事前審査制度の導入について検討を進めてまいります。
57	国内メーカーが海外相場を無視した価格形成を行った結果、鉄スクラップの輸出が拡大したという背景があるため、国内メーカーによる価格形成を含め、経済性を踏まえた制度設計を行うべき。	価格については民民の取引の中で形成されるものと考えておりますが、御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
58	使用済リチウムイオン蓄電池以外にも、電池工場などから排出される有価物のリチウムイオン蓄電池スクラップなどがあり、それらが不適正に扱われた場合に環境影響を抑制できないため、使用済に限らず取り扱いを規制すべき。	御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
59	不適正業態摘発と再生材供給経路の強靱化は、別立てで取り組むべき。廃棄物か否か不明瞭なヤード業者が取り扱う商材は、廃掃法改正ではなく、古物営業法の強化によって廃棄物処理再生とは別にマネジメントすべきと考える。	今般の審議は、不適正な処理に起因する生活環境保全上の支障の発生防止のため、必要な制度的検討を行ったものです。

60	1頁26行目以降、ヤードでも確認されている電気機械器具については、平成7年の法令改正等で破砕前の事前選別が求められており、破砕によって生じた廃棄物は安定型処分場での埋立処分が禁止されている旨を背景において記載すべき。	具体的な処理方法や保管基準については、廃棄物処理基準や有害使用済機器の保管・処分基準を参考としつつ、今後検討してまいります。
61	4頁16行目以降、電気機械器具や鉛蓄電池が混在する物を破砕する場合、その処理後物は安定型処分場での埋立が禁止されていることから、破砕後の保管場所も管理型の産業廃棄物と同等の保管基準が課される旨を記載すべき。	具体的な処理方法や保管基準については、廃棄物処理基準や有害使用済機器の保管・処分基準を参考としつつ、今後検討してまいります。
金属	届出制度の対象外である雑品スクラップ等について実効性のある法的措置が可能となるようにしてください。	金属スクラップや雑品スクラップ等の金属やプラスチックが含まれる使用済みの物品を対象に、新たな許可制などの事前審査制度を導入することを検討しております。
63	廃棄物に該当しない、雑品スクラップや使用済鉛蓄電池等の保管・処分を業として行う場合にも許可制などの事前審査制度の早期導入が必要。	金属スクラップや雑品スクラップ等の金属やプラスチックが含まれる使用済みの物品を対象に、新たな許可制などの事前審査制度を導入することを検討しております。

② 使用済となったリチウム蓄電池等への対応

No.	御意見の概要	御意見に対する事務局回答
1	リチウムイオン電池に代表される2次電池類については、廃棄物処理法上で特別管理産廃等の特定の産業廃棄物として取り扱うこと、及び、可燃物あるいは危険物相当の保管基準を設けて保管することを義務化すべき。排出事業者にて保管される対象も極めて少量であることが考えられるため、適切な保管基準を設けるべき。	収集運搬や保管時に他のものと区分することなどの保管基準等について今後検討を進めてまいります。
2	大容量の電池に関しては、通販サイトへの出品禁止の検討や、廃棄時の処理を考慮しない安易なリユースにも制限をかける検討をお願いしたい。 Liイオンバッテリーとそれを組み込んだ製品に関してはラベル表記の義務化と、違反した製品を販売した業者への罰則も導入して欲しい。	御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
3	リチウム電池自体は「金属くず、汚泥等」の混合物に該当する。リチウム電池が含まれる電子機器の処分にあたっては「汚泥」の許可のある処理業者への委託が必要になるのか明確にして欲しい。	個別の廃棄物に関する判断は都道府県等において行うべきものと考えています。
4	近年、使用済鉛蓄電池に廃リチウムイオン電池が混入して排出・流通する事例が増加しており、現場での目視選別のみでは完全な除去が困難な状況にある。処理工程に混入した場合、火災等の重大事故につながるおそれがあることから、意見具申案で示された「明確に区別する仕組み」の早期具体化をお願いしたい。あわせて、容器の色分け等、混入時にも容易に識別可能な対策について、関係業界への働き掛けを進めていただきたい。	収集運搬や保管時に他のものと区分することなどの保管基準等について今後検討を進めてまいります。
5	家庭用蓄電池を明確に産業廃棄物として位置付けるなど、制度の根幹を見直すレベルでの抜本的な制度改正が必要である。	御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
6	産業廃棄物の委託契約には、リチウムイオン電池の有無に加え、「有」の場合は絶縁処置等を施したうえでの引渡しを行う旨を追加すべきではないか。	産業廃棄物の委託契約においてリチウムイオン電池の含有の有無を記載事項として追加すること等について今後検討を進めてまいります。御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
7	産業廃棄物の委託契約には、リチウムイオン電池に係る排出事業者責任条項を明記すべき。	産業廃棄物の委託契約においてリチウムイオン電池の含有の有無を記載事項として追加すること等について今後検討を進めてまいります。御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
8	リチウム蓄電池等の含有の有無を明確にするための仕組みの具体例を示すべき。	産業廃棄物の委託契約においてリチウムイオン電池の含有の有無を記載事項として追加すること等について今後検討を進めてまいります。御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。

9	リチウム蓄電池製造業者に対し、安全性の確保された製品製造を義務付けるべきである。	御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
---	--	------------------------------

③ 再生材供給のサプライチェーン強靱化の推進

No.	御意見の概要	御意見に対する事務局回答
1	再生材供給のサプライチェーン強靱化は運用方法を含め柔軟かつ迅速に推し進めて頂きたい。適正事業者に過度な負担を与えないよう、収集・中間処理・精錬までの物流網や再生材製造拠点のネットワーク形成を関係省庁連携で後押しし、品質と供給量の安定化を図ることが重要。	頂いた御意見を踏まえ、今後制度的措置の検討を進めてまいります。
2	強靱化すべき再生材供給サプライチェーンの第一は国内であるべきと考えるため「国内再生材供給サプライチェーンの強靱化」と、“国内”の追記を検討願います。	サプライチェーン強靱化については、国内における資源循環の基盤強化に努めてまいります。他方、国内発生之物に限らず、国外の循環資源を輸入して再生利用する循環資源もあることから、サプライチェーンの説明は必ずしも国内に限定する必要はないものと考えます。
3	再生材製造拠点の構築（供給側のインフラ整備）だけでなく、再生材の需要家側に対する「使うためのきっかけ」「使いこなす技術」を喚起させるための施策が同時に必要。	再生材の需要喚起については、昨年の資源有効利用促進法の改正により、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を求める等の措置が講じられたところです。
4	サプライチェーン強靱化には、トレーサビリティ構築が必要であり、その際は、デジタル管理の導入推進、包含する化学物質もトレース可能な制度設計、リサイクル材品質保証や規格化との両立が重要。	御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
5	意見具申案III-3-3においては、国内の特に一般廃棄物の収集体制の強化の視点が不足している。再利用の方法が明らかな容器包装や製造業者による自社物の回収等にあつては、通常の商品配送を行う物流網の利用も可能にすることについて検討すべき。	御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
6	海外資源流出の実態調査は実質的に不可能であり、それが進まないことを理由に制度的措置の導入が後ろ倒しにならないよう明記すべき。本格的に調査するなら、輸出動向をHSコードや輸出申請書式で把握できるような制度を導入すべき。	不適正な輸出に関しては、例えば、使用済鉛蓄電池については、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく輸出手続なしに不適正に輸出しようとした事例が確認されているほか、スクラップヤードにおいて不適正に使用済鉛蓄電池が解体され、得られた鉛原料が不適正に輸出されているものと考えられる旨記載しております。
7	わが国の人口減、国際的な製造拠点分散、国際的な需要平準化確保を大項目として追加すべき。国内資源循環の最大活用化と戦略物資として国際循環の資源化の二本柱として、わが国の戦略的位置付けをたかめていくべきと考える。	第5次循環型社会形成推進基本計画において、循環経済への移行を国家戦略として取り組むべき重要な政策課題として位置づけるとともに、「循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ」に基づく各種施策の一つとして、資源循環ネットワーク形成・拠点構築に向けた調査事業を進めております。
8	有償ゆえ実態が不明等については昨年4月公布の産廃再資源化の電子登録等も含め、排出事業者責任強化で改善が見込める。商流実態把握や適正処理可能な施設での集約的処理等については手段と目的の間合いに留意されたい。	産業廃棄物における排出事業者責任は、有価物に対しては適用されませんが、不適正なスクラップヤード対策において帳簿への記載を義務付けること等によりトレーサビリティの仕組みを構築するなどの措置について検討を進めてまいります。

IV. PCB廃棄物に係る対応

① PCBの適正な管理体制の確保

No.	御意見の概要	御意見に対する事務局回答
1	6頁30行目、現時点でPOPs条約との整合が取れていないことを明確化すべき。	6頁30行目に記載した「POPs条約で求められている令和10年までのPCBの適正な管理」は、廃棄物となったPCBの適正管理であり、現行法であっても今回予定しているPCB特措法の改正内容においても、PCB廃棄物の届出及び一定期間内の処分の義務付けを行うことで、POPs条約と整合が取れていると考えております。

2	老朽設備からの想定外のPCB発見など現場の不確実性は残っており、予見性ある制度設計、処理体制の確保、サプライチェーンへの周知支援、中小企業への伴走的支援の継続を国に求める。	想定外のPCB発見に対応すべく発見から一定期間内の処分を義務付け等を行うPCB特措法の改正を検討していくとともに、新たな処理体制の構築や制度の周知等について検討を進めてまいります。
3	期限逼迫時には処理業者の混雑・受入拒否が懸念される。無害化認定施設等の処理能力の見える化と増強、予約枠確保、平準化支援、搬出手順の標準化により、操業への影響を最小化しつつ期限内処理を確実に進められる環境整備を求める。中小企業への費用支援・共同回収、処理費上昇抑制、処理先情報の一元化も重要である。	無害化認定処理施設は民間の施設であり政府がどの程度関与すべきかという観点も含め、頂いた御意見も踏まえて、引き続き検討を進めてまいります。
4	老朽設備では仕様書欠落や設置箇所不明により調査負担が大きい。対象機器リストや判定基準の公的情報提供、調査手順・記録様式の標準化により予見性を高め、過度な調査コスト抑制が必要である。中小企業向けには、操業停止を伴わない代替調査手法の提示を求めたい。	対象機器の絞り込みについては、引き続き調査を進めてまいります。 また、PCB機器の調査のためだけの操業停止を求めるものではなく、設備の点検の機会等をとらえての調査を御検討いただければと考えております。
5	PCB廃棄物の確実かつ適正な処理体制を維持するためには、事業者の自助努力にのみ依存するのではなく、設備の維持管理や更新、必要な安全対策等に充当できる補助金や助成金などの支援制度を講じることができないかと考える。	これまで中小企業に対するPCBの分析や処分への助成金の創設、PCB使用製品をPCB非含有製品に交換する費用の一部補助を実施する等しており、今後の施策について引き続き検討を進めてまいります。
6	6頁28行目に「特定が進められている」と記載されているが、「特定」の進捗率はどのように算出し、どんな結果だから「進められている」と記述したのか。	低濃度 PCB 塗料が使用された建築物や設備等を有する者については、令和2年（2020年）3月末以降毎年度実施し、特定を進めてきております。対象となる建築物や設備等のうち87%についてPCB含有の有無の分析が行われています（令和5年度末時点）。 https://www.env.go.jp/content/000298793.pdf （PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会配布資料より）

② 高濃度PCB廃棄物の新たな処理体制の確保

No.	御意見の概要	御意見に対する事務局回答
1	処分期間の規定を廃止した場合、高濃度PCB廃棄物の発見した事業者を法令違反に問えなくなるため、廃止を見直すべき。	保管事業者が自らが保管する廃棄物が高濃度 PCB 廃棄物に該当すると知った日から一定期間内に、自ら処分又は処分委託をすること等を義務付ける新たな制度を検討しております。
2	JESCOに代わる処分場の新設が必要。	新たな処理体制として、民間の無害化認定処理施設の整備を進めるべく、引き続き対応をしております。
3	一定期間内の自ら処分または処分委託を義務付けることとなっているが、当該期間については何らかの目標値（5年以内等）が既に検討されているのか、或いは所有事業者側からの申告（処理実施時期）を認める考えになるのか。	保管事業者が自らが保管する廃棄物が高濃度 PCB 廃棄物に該当すると知った日から一定期間内の処分を行うことの義務付け、当該義務が履行されない場合の行政指導や代執行による処分の担保等を検討しております。
4	高濃度PCBについて、発見後一定期間内の処理義務、届出・保管基準、行政指導・代執行、費用負担の整理を制度として明確化すべきである。処理委託先が限定される不安に対し、無害化認定の活用等で受入先を確保し、搬出手順・契約・マニフェスト等の実務ガイドを整備し、サプライチェーンへ周知されたい。期限後発見で「永久保管」が不可避となる事態を避けるため、国には処理ルート維持と相談窓口、専門人材育成を求める。	保管事業者が自らが保管する廃棄物が高濃度 PCB 廃棄物に該当すると知った日から一定期間内の処分を行うことの義務付け、当該義務が履行されない場合の行政指導や代執行による処分の担保等を検討しております。高濃度PCB廃棄物の処理施設についても、民間の無害化認定処理施設の整備等を引き続き進めるべく、対応してまいります。
5	6頁17行目「少量ずつ散発的に処理する」という表現は、PCB廃棄物が残り僅かであるかのような印象を与える表現なので変更すべき。また、高濃度PCB含有の調査を行っていない所有者はまだ残っているため、そのような所有者を取り残さないような制度をつくるべき。	高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品については、令和5年3月等までの処分を法律において義務付け、当該義務の履行を確保するために数次に渡る掘り起こし調査等を行ってまいりました。そのため、今後は掘り起こし調査を行っても発見することができなかった高濃度PCB廃棄物が発見されるに留まると考えております。なお、低濃度PCB使用製品は一定期間内の廃棄を義務付けているものではなく、今後も低濃度PCB廃棄物は発生すると考えております。

6	これまでPCB濃度を判定できない廃棄物については、みなし高濃度として取り扱うよう指導があったが、この判断をいつまで行うのか検討すべき。	頂いた御意見も踏まえて、検討をしてみたいです。
7	高濃度PCB廃棄物の処理について、事業終了までJESCOが対応しているとしても、保管事業者がきちんと対応している保証はないため、処理実績を追加記載すべき。	保管事業者のPCB廃棄物の処分の状況は届出により把握しております。
8	JESCO事業所の解体時に高濃度PCBが発見されると思われるためその旨と、それについては無害化処理の上で適切に処理する旨を明記すべき。 また、通常の廃屋等解体において高濃度PCB廃棄物が発見された場合、特に所有者不明等の場合は、PCB製造事業者等の負担となるように現行制度の見直しをすべき。	JESCO事業所の解体時に生じるPCB廃棄物については、適切に処理をしてみたいです。 所有者不明のPCB廃棄物は代執行により処理されることがあります。その場合には、国、都道府県からの補助金と産業界等民間からの出えん金で造成されているPCB廃棄物処理基金から代執行の費用が補助されることがあります。

③ 低濃度PCB含有製品及び同疑い製品に係る管理制度の創設

No.	御意見の概要	御意見に対する事務局回答
1	製造メーカーの安全宣言以降にも、低濃度PCB廃棄物が発見されている。排出者や製造メーカーへの確認を実施し、廃棄処理費用はメーカー負担とすべき。	頂いた御意見も踏まえて、引き続き対応を検討してみたいです。
2	7頁13-15行目「廃棄の見込みの状況把握」とあるが、PCBの使用が明らかでない製品については廃棄方法が明確ではなく、処理業者に受け取ってもらえないケースがある。廃棄方法を明確にし、広く周知することを追記すべき。	PCBの使用が明らかでない製品の廃棄方法については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）も含めて制度を設計していますが、廃棄方法の周知等については、引き続き検討してみたいです。
3	特に中小企業は工場内のどの機器にPCB含有リスクがあるのか把握できておらず、低濃度PCB機器のリスクも把握されていないため、低濃度PCB使用中機器の届出について任意とすべき。	届出義務の対象は、PCBを含有していることが判明している機器のみとすることを検討しております。また、低濃度PCB機器のリスクについては、引き続き周知すべく対応をしてみたいです。
4	PCB含有が疑われる製品について、疑わしきものをどのように判断するのか。疑われる範囲の特定を進めるべき。疑い製品について、事業者のみならず自治体の対応に掛かる社会的コストも考慮して、できる限り使用疑いの高い範囲に絞り込み、疑いの定義や具体的な対象範囲を明確化すべき。 また、疑わしきものにPCBが含まれていなかった場合は、国は損害賠償に応じるのか。	PCB含有が疑われるが、PCB含有が確定していない製品については、任意の届出等を促す等の対応を検討しております。PCB含有が疑われる製品の範囲の特定については、引き続き検討をしてみたいです。
5	低濃度PCB使用製品の届出について、届出内容は適正処置に必要な項目に限定し、複雑な仕組みにならないよう配慮すべき。疑い製品についても、PCB含有の可能性や管理に要する社会的コスト等を勘案して合理的な措置を検討すべき。	頂いた御意見も踏まえて、検討をしてみたいです。
6	疑い製品については、使用を停止し廃棄物になった時点でPCBの有無を判定して適正処理をすればよいのではないかと。疑い製品の取り扱いについてはガイドライン等で明示していただきたい。	PCB含有が疑われるが、PCB含有が確定していない製品については、任意の届出等を促す等の対応を検討しております。
7	低濃度PCBの管理をさらに徹底し、処分期限を撤廃することが必要。低濃度PCBを含有する電気機器等について、一定の使用期限を制度上明確に定め、期限到来後は計画的な廃棄又は更新を義務付けることで突発的な発見や長期保管を防止し確実かつ効率的な処理体制の構築につながると考える。	低濃度PCBについては、使用段階から届出を求め、廃棄後は届出及び廃棄から一定期間内の処分を義務付けることで、その適正な管理や処理体制の構築に繋がると考えております。
8	処理期限後に新たに発生した低濃度PCB廃棄物を処分する場合には、これまでと同様に無害化認定を受けることができるのか。受けられる場合、洗浄処理の早期着手および効率化を図るべく、2つ以上の認定申請を並行して審査いただくとともに、1申請あたりの審査期間の短縮をお願いする。	現行法令における低濃度PCB廃棄物の令和9年3月末の処分期限後にPCB含有が判明したり、廃棄されたりした低濃度PCB廃棄物については、無害化認定処理施設等での処理を想定しております。処理体制の構築については、いただいた御意見も踏まえ、引き続き対応を検討をしてみたいです。
9	都道府県知事への届出事項として想定されている「低濃度PCB使用製品の管理や廃棄の見込み等の状況」について、課電洗浄による処理予定も含まれるのか。	現在検討中です。

10	低濃度PCB使用製品に係る管理制度の導入にあたっては、実務負担の軽減に繋がる一元管理化やDXの活用等により効率的な運用の仕組み構築が重要である。	低濃度PCB使用製品の届出については、DXの活用を検討してまいります。
11	低濃度PCB期限後発見時の届出、みなし判定、処理期限、猶予や是正手順を全国で統一し、事業者が法的リスクなく処理に移行できる制度運用を整えるべきである。期限内対応を尽くした事業者が不利益を受けない配慮や、相談窓口の継続も必要である。	頂いた御意見も踏まえ、引き続き対応について検討してまいります。
12	自治体より低濃度PCB廃棄物の排出事業者に対し、早期に処理を進めるような行政指導がなされないよう自治体に対し周知願いたい。	低濃度PCB廃棄物については今般の法改正において製品廃棄等から一定期間内の処分を義務付けることを検討しており、自治体においても当該法の規定に基づき指導等がなされると考えております。
13	低濃度PCB使用製品に係る管理制度の具体化に際しても、引き続き事業者の意見を聞き取りつつ検討いただきたい。	引き続き事業者の方からの御意見も踏まえつつ、検討してまいります。
14	「低濃度PCB使用製品及びPCBの使用が疑われる製品（以下「低濃度PCB使用製品等」という。）」とあるが、「低濃度PCB使用製品等」はその後の文章に無いため、修文を検討すべき。	御指摘に基づき、修正いたしました。
15	低濃度PCBについては、令和9年3月以降は処理できなくなるのではないかという混乱が生じているので、早急の方針を示すべき。	低濃度PCB廃棄物の処理施設について令和9年3月以降の操業を認めないということはなく、また、使用段階から届出を求め、廃棄後は届出及び廃棄から一定期間内の処分を義務付けることを検討しています。
16	7頁14-15行目及び7頁38行目-8頁1行目について、所有事業者に対する状況把握を誰が行うのか明記が必要。もしこの状況把握を都道府県が行うなら、PCB特措法7条に規定するPCB廃棄物処理計画策定廃止は適当ではない。	状況把握の主体を含め、今後検討してまいります。後段の御意見については、7ページ35行目-8ページ1行目の理由により廃止が適当と考えています。
17	7頁14行目の「特定」はPCB使用ゼロ保証を求める言葉に見える。「設定」ならリスクを考慮した好ましい用語と考える。	御指摘に基づき、修正いたしました。
18	7頁13行目以降において、有害使用済機器保管場所及び今回対象ヤードに搬入された電気機械器具は、PCBの使用が不明であるおそれがあることから、含有の有無の確認、含有が確認された部品の適正な事前選別・処理委託を求めるべき。	事業者へのPCBについての調査方法や適正処理について引き続き周知していきたいと考えており、頂いた御意見も踏まえ、引き続き対応について検討してまいります。

⑤事務の見直し等

No.	御意見の概要	御意見に対する事務局回答
1	8頁4行目「引き続き、これらを確実にかつ適正に」とあるが、これまでのPCB廃棄物に対する制度は不十分であり、「引き続き」でなく「これまで以上に」に変更すべき。	当該記述は、PCB廃棄物に対する制度の記述ではなく、JESCOに関する記述であるため、原案通りとさせていただきます。
2	JESCO法の関係規定の見直し内容を記載すべき。	具体的な見直し内容については、政府において検討しております。

V. 災害廃棄物への対応

① 公費解体・災害廃棄物処理を横断的に調整支援する専門支援機能（機関）の規定整備

No.	御意見の概要	御意見に対する事務局回答
1	自治体においては、災害廃棄物処理計画が策定されているが、発災直後の初動対応が適切に行われないことが多く、小規模自治体をはじめすべての自治体が、発災後に実効性のある行動・体制が取れるような「平時の備え」をしっかりと構築できるような支援(指導)が必要ではないか。	御指摘いただいた、発災後に実効性のある行動・体制が取れるような平時の備えの構築に向けて、本意見具申案にて示された専門支援機関からの自治体への支援等について検討してまいります。
2	災害廃棄物処理と密接に関係する仮設トイレの設置・維持管理・し尿処理について、トイレ計画を災害廃棄物処理計画の中に位置づけるべき。	避難所ごみの発生量、し尿収集必要量の推計については、災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドラインにおいて、それらも含めた災害廃棄物発生量の推計を盛り込むことをすでに位置づけており、今回措置される一般廃棄物処理計画中の災害廃棄物に関する事項の追加においてもそれらを含めた記載を位置づけていただくことを想定しております。
3	発災直後の初動期において、市町村の人員・ノウハウ不足がボトルネックとなり得るため、既存の支援枠組み（D.Waste-Net等）を県域・市町村の現場運用に確実に接続できるよう、①初動の連絡窓口・派遣要件・役割分担の明確化、②分別区分・表示・住民周知のテンプレート（標準様式）の整備・統一を推進していただきたい。	御指摘いただいた、発災時の初動体制の確保に向けた支援については、同時に措置する専門支援機関において、調整を行うことを想定しており、今後具体的な検討を行ってまいります。

② 一般廃棄物処理計画・災害支援協定に基づく災害廃棄物処理に係る特例措置等の整備

No.	御意見の概要	御意見に対する事務局回答
1	安易な再委託による不適正処理を防ぐため、再委託先を当該廃棄物の適正処理に必要な高度な技術・設備を有する者に限定するなど、再委託の要件を明確化すべき。	再委託先の要件については、今後の法改正、政令・省令の改正において適切に措置してまいります。
2	し尿処理場が被災した場合に備え、近隣市町村との災害時の広域連携協定の締結や、中継貯留槽の設置や土砂混じり汚泥の処分先の確保構築を盛り込むべき。	頂いたような内容については、各自治体がそれぞれの実情に応じて取り組むものと承知しており、そうした取組に対して、専門支援機関を通じた広域連携協定の締結の支援等を行ってまいります。
3	自治体から災害廃棄物の処理委託を受けた民間事業者が中間処理した後の残渣物は、最終処分されるまで一般廃棄物としての処理が必要なのか不明確。最終処分されるまでの処理工程ごとに一般廃棄物処理施設設置許可が必要になるのであれば産廃廃棄物処理業者の活用の支障になる。	一般廃棄物については、最終処分が完了するまで一般廃棄物としての処理が必要であることから、処理工程毎に一般廃棄物処理施設設置許可が必要であると考えております。
4	災害廃棄物処理の特例措置として、一般廃棄物処理施設設置許可に係る建築基準法第51条但し書き許可の特例措置等も必要と思われる。	御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
5	一般廃棄物分野では、災害対応時の労務単価や車両費に関する明確な基準が存在しない自治体もあるため、災害対応が「災害ビジネス」とならないよう十分配慮しつつも、一定の条件を付した上で、災害時の労務費・車両費の考え方について国として整理・協議を行い、参考となる基準や考え方を示していただきたい。	災害廃棄物処理事業に係る積算においては、「災害等廃棄物処理事業の取扱いについて（令和4年4月1日付け環循適発第22040117号 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）」を参考に検討いただければと思います。
6	あらかじめ災害廃棄物処理計画の中に、活用可能な補助制度や財政措置の考え方を整理・明記しておくべき。	災害廃棄物処理計画は各自治体が策定するものであるため、活用可能な補助制度や財政措置の考え方については、環境省からのマニュアル等で周知を行ってまいります。
7	災害対応を円滑に進めるため、災害廃棄物処理計画や各種マニュアルにおいて、災害対応時の安全管理、保険の考え方、責任分担等を行政として明確に示すべき。	環境省からの各種マニュアルにおいて、災害対応時の安全管理等の考え方、責任分担等について、周知を行ってまいります。保険の考え方については各種マニュアル等で一律にお示しすることは困難であることから、御意見について、今後の施策の参考とさせていただきます。
8	非常災害時に限定した再委託の考え方や要件について、より明確な整理が必要。	再委託先の要件については、今後の法改正、政令・省令の改正において適切に措置してまいります。

9	『自治体と民間事業者・団体等との災害支援協定の締結の努力義務化』について、制度の理解を促進する観点から、意見具申（案）中に示されている柔軟な制度運用に関する国から自治体への周知・助言に留まらず、協定締結や運用に関する具体的な事例紹介や研修等を併せて実施すべき。	御指摘いただいた、協定締結や運用に関する具体的な事例紹介や研修等について、本意見具申案にて示された専門支援機関からの自治体への支援内容に含めること等を検討してまいります。
---	--	---

③ 廃棄物最終処分場での災害廃棄物の受入容量確保に係る特例制度の創設

No.	御意見の概要	御意見に対する事務局回答
1	災害廃棄物の受入容量確保に係る特例制度の対象について、最終処分場のみならず、災害廃棄物の減容化・無害化・再資源化を担う「中間処理施設」も明確に位置づけ、指定の対象に加えるべき。	本意見具申案では、民間最終処分場での災害廃棄物受入れを促進するための制度的な措置が必要と示されていることから、御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
2	既に設置されている産業廃棄物処理施設を用いて市町村の委託により災害廃棄物を処理する場合には、法第15条の2の5のような事後届出制や、現在の法第9条の3の3の規定から生活環境影響調査と告示縦覧の義務を削除する内容での拡充を検討するべきであると意見具申内で明記いただくことをお願いしたい。	生活環境影響調査、公告縦覧等の取り扱いについては、今後の法改正、政令・省令の改正において適切に措置してまいります。
3	10頁27行目以降に、「指定に当たっては、電気機械器具等が混入することにより生活環境に支障を及ぼすことがないよう、管理型処分場又は搬入物の検査・分別を厳格に履行できる安定型処分場であることを確認すべき。」旨を追記すべき。	御意見については、実際の制度の運用の際の参考とさせていただきます。
4	災害廃棄物処理のために、民間の廃棄物処理施設等を最大限活用していくための特例措置の活用が具体的に何を指すのか示すべき。	頂いた御意見を踏まえて、検討してまいります。

その他

No.	御意見の概要	御意見に対する事務局回答
1	災害時には大量かつ広域的に災害廃棄物が発生することから、円滑かつ迅速な処理を可能とする物流網および処理拠点の確保が極めて重要であるため、港湾岸壁を活用したモーダルシフト型の包括的リサイクル拠点を整備し、関係省庁が連携した統一的な許可・認定制度を創設すべき。	御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
2	サーマルリカバリーを正當に評価し、高効率熱回収処理を災害廃棄物対策として明確化すべき。	これまでの災害廃棄物の処理に当たっても、熱回収設備を備える廃棄物処理施設における処理等において可能な限り熱回収を行ってまいりました。御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
3	廃棄物処理法の①廃棄物最終処分場の規制基準のさらなる強化、②廃棄物最終処分場の規制対象の拡大、③環境影響評価法の最終処分場の対象面積の拡大・要領の追加を検討してください。	御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。